

白井市開発事業指導基準

平成 19 年 10 月

千葉県白井市

目 次

第1章 総則

第1条	(目的)	1
第2条	(定義)	1
第3条	(近隣住民への配慮)	1
第4条	(標識の設置)	2
第5条	(景観・日影)	2
第6条	(防災対策)	2
第7条	(福祉のまちづくり)	2
第8条	(緑化推進)	2

第2章 土地利用計画

第9条	(宅地の区画割)	2
第10条	(駐車場及び駐輪場)	2～3
第11条	(文化財の保全)	3

第3章 公共施設整備基準

第12条	(都市計画道路)	3
第13条	(道路)	3～4
第14条	(歩車道分離)	4
第15条	(污水排水)	4
第16条	(雨水排水)	4～5
第17条	(公園、緑地及び広場の配置及び設置)	5
第18条	(公園、緑地及び広場の面積)	5
第19条	(公園整備基準)	5～6
第20条	(消防施設の設置等)	6

第4章 公益施設整備基準

第21条	(集会所)	6
第22条	(ごみ集積所)	7
第23条	(交通安全施設等)	7
第24条	(防犯施設等)	7
第25条	(給水)	7～8

第5章 その他

第26条	(公共公益施設の維持管理、帰属等の手続)	8
第27条	(その他)	8～9

別 記

第1号様式(第4条) 標識	10
第2号様式(第25条) 帰属登記申出書	11

白井市開発事業指導基準

目 次

- 第1章 総則(第1条～第8条)**
- 第2章 土地利用計画(第9条～第11条)**
- 第3章 公共施設整備基準(第12条～第20条)**
- 第4章 公益施設整備基準(第21条～第25条)**
- 第5章 その他(第26条・第27条)**

別 記

(目的)

第1条 この指導基準は、白井市まちづくり条例（平成16年条例第1号以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、開発事業に於ける必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業区域 条例第25条第1項に掲げる開発事業を行う区域をいう。
- (2) 宅地開発事業 条例第25条第1項第1号、第2号に掲げる開発事業をいう。
- (3) 宅地開発事業区域 前号の宅地開発事業を行う区域をいう。
- (4) 公 共 施 設 道路、公園、緑地、広場及び下水道処理施設並びに、河川、水路、調整池及び消防の用に供する貯水施設並びにその他公共の用に供する施設をいう。
- (5) 公 益 施 設 集会所、ごみ集積所、交通安全施設、社会福祉施設及びその他居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設をいう。

(近隣住民等への配慮)

第3条 事業者は、開発事業の施行（既存建築物の解体工事等本工事前の工事を含む。）に当たっては、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、千葉県環境保全条例（平成7年千葉県条例第3号）、白井市公害防止条例（昭和46年条例第23号）等関係法令を遵守し、工事方法等について十分配慮するとともに、工事の騒音、振動及び電波障害等による近隣住民等の被害防止に努めるものとする。

なお、開発事業の施行により与えた全ての損害について、近隣住民等と協議のうえ事業者がその責を負わなければならない。

2 事業者は、開発事業の施工について、災害危険防止対策及び安全対策を十分に講じるものとする。

3 事業者は、開発事業を中断し、又は廃止しようとするときは、既に施工された工事により周辺住民に被害を及ぼさないよう適切な措置を講ずるものとする。

(標識の設置)

第4条 事業者は、開発事業に着手しようとするときは、工事開始の7日前までに、当該事業区域の見やすい場所に標識（別記第1号様式）を、当該開発事業が完了するまでの間設置するものとする。

2 事業者は、開発事業を廃止したときは、前項の規定により設置した標識を速やかに撤去するものとする。

(景観・日影)

第5条 事業者は、建築物等の建築に際しては、建築物等の高さ、デザイン及び建築物の外壁の色彩について、周辺の環境に調和するよう努めるものとする。

(防災対策)

第6条 事業者は、関係法令等を遵守し、防災対策に十分留意して事業を行うものとする。

2 塀を設置する場合は、災害時に転倒しない生垣等を採用するものとする。また、ブロック塀等を採用する場合には、安全に留意し倒壊しにくいように施工するものとする。

(福祉のまちづくり)

第7条 事業者は、千葉県福祉のまちづくり条例（平成8年千葉県条例第1号）に規定する建築物等の建築等に際しては、同条例の整備基準に従い施設を整備するものとする。

(緑化推進)

第8条 事業者は、宅地内に緑化を推進するため、塀、垣等は、生垣とするなど緑化に努めるものとする。

第2章 土地利用計画

(宅地の区画割)

第9条 事業者は、宅地開発事業区域内の宅地の区画割について、周辺地域の環境保全上支障のない区画面積を確保するとともに、建築基準法等に定める基準を遵守すること。

2 事業者は、1宅地の区画面積を最低150平方メートル以上確保するとともに、境界石を埋設し、土地境界を明示するものとする。

3 地区計画（都市計画法第12条の4）の定められている区域については、地区整備計画に定める建築敷地面積の最低限度を確保するものとする。

(駐車場及び駐輪場)

第10条 事業者は、宅地開発事業に当たり宅地開発事業区域内に、次の各号に掲げる駐車場及び駐輪場を確保するものとする。

- (1) 条例第25条第1項第2号アについては、原則として1戸当たり1台以上の駐車場と2台以上の駐輪場（単身者用については1台）を確保すること。
また、来客用等の駐車場を別途1台以上確保すること。
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に該当する場合は、市長と別に協議するものとする。
- 2 事業所、(2)以外の店舗等にも適正な駐車場及び駐輪場を確保すること。この場合において、駐車場は、事業所又は店舗等の延床面積100平方メートルにつき1台以上とする。
- 3 駐車場については、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。
- (1) 出入口は、交差点、横断歩道及びこれらの側端、道路の曲がり角から5メートル以内の部分の位置には設置しないこと。
 - (2) 車1台当たりの駐車スペースは、長辺5メートル以上、短辺2.5メートル以上の長方形を標準とする。仕上げについては、舗装を標準とし、1台当たり毎に区画を設けること。

(文化財の保全)

- 第11条 事業者は、開発事業の計画に当たり、文化財保護法その他関係法令等の規定に基づき、開発事業区域内の埋蔵文化財及びその他の文化財の有無について白井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)と事前に協議するものとする。
- 2 事業者は、工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、工事を中止して現状を維持するとともに、文化財保護法の規定に基づき、教育委員会と協議するものとする。

第3章 公共施設整備基準

(都市計画道路)

- 第12条 開発事業の区域内に都市計画決定された道路区域が含まれている場合は、道路管理者と協議し、都市計画の実現に協力するものとする。

(道路)

- 第13条 宅地開発事業区域内の道路の幅員は6メートル以上とする。
- 2 開発事業区域に接する道路幅員が6メートル未満の場合は、次の各号に掲げる基準に基づき市長と協議し施工しなければならない。
- (1) 道路の構造については、道路管理者の指示により整備すること。
 - (2) 道路中心より3メートル以上後退すること。この場合において、後退部分を含めた全体の幅員が、4.5メートルに達しないときは、最低4.5メートルまで後退すること。
 - (3) 道路の反対側に水路、鉄道、がけ等があり後退不可能な場合には、開発事業区域内に幅員6メートル以上確保するまで後退すること。
 - (4) 歩道のない道路が同一平面で交差する箇所については、交差する角度及び幅員により5メートル以上の隅切りを設けること。なお、交差角は120度から60度までとし、90度を原則とする。

ただし、歩道付道路で同一平面交差する箇所については、道路管理者と協議す

ること。

- (5) 側溝は、原則 L U 3 0 0 側溝で施工すること。
- (6) 移設が必要となる公共施設等については、舗装前に行うこと。
- (7) 市の道路拡幅計画がある場合は、拡幅計画に適合させること。
- (8) 予定建築物等の用途によっては、必要に応じ、適合する幅員まで確保すること。
- (9) 市道の区域内に道路の占用を必要とする施設を新設する場合は、道路法第32条に基づく道路の占用の許可申請を市長に提出し、許可後施工すること。
- (10) 市道の切り下げ等を行う場合は、道路法第24条に基づく施工の承認申請を市長に提出し、承認後施工すること。
- (11) 開発事業区域が国道及び県道に接する場合は、道路管理者と協議すること。
- (12) 道路交通上の安全対策について、公安委員会等と協議すること。

(歩車道分離)

第14条 宅地開発事業区域内の幅員が9メートル以上の道路については、歩道を設けること。また、幅員は原則として片側3メートル以上とする。

(汚水排水)

第15条 公共下水道事業認可区域（以下「認可区域」という。）内は、下水道により処理するものとし、認可区域外は、合併浄化槽により処理するものとする。ただし、認可区域外であっても市長が下水道施設への接続を許可する場合においては、下水道により処理するものとする。

2 事業者は、開発事業に係る下水道施設（管きょ・公共ます等）を整備する場合には、下水道法、白井市下水道条例及び同条例施行規則等関係法令に基づき行うものとする。

3 事業者は、公共下水道を使用する際「白井市公共下水道事業受益者負担に関する条例」に基づき、受益者負担金等を納付するものとする。

4 事業者は、公共下水道施設について市に帰属するものとし、事業者が管理する敷地内に下水道施設がある場合は占用料を無償とし施設の存続期間中は下水道施設に影響を及ぼす建物又は工作物を設置してはならない。

また、下水道施設の維持管理、取付管等による工事について異議の申し立てを行わない。

5 下水道施設の施工にあたり、認可区域内は「公共下水道施設工事承認申請書」認可区域外は「物件設置許可申請書」を、あらかじめ市長に提出するものとする。

6 排水設備の施工に当たっては、あらかじめ市長へ「排水設備等計画確認（変更）申請書」を提出後行うものとし、排水設備の工事は、白井市下水道排水設備指定工事店が行うものとする。

又使用を開始するに当たっては、その旨を市長に届出するものとする。

(雨水排水)

第16条 開発事業区域内の雨水排水施設は、放流先の排水能力、水利の状況その他の状況を勘案して、雨水を有効、かつ、適切に排出し、かつ、その排水によって宅地

開発事業区域及び周辺の土地に溢水等による被害を起こさせないような構造及び能力を有していなければならない。

2 1ヘクタール以上の宅地開発事業については、調整池を設け、洪水調整すること。なお、計画雨水量の算定、調整池、洪水調節施設の構造については、「開発許可制度の解説（千葉県国土整備部都市計画課）」に定める基準によるものとする。

3 1ヘクタール未満の宅地開発事業については、敷地内に雨水の調整施設を設け、洪水調整を行ったうえで、排水施設に接続するものとする。

4 条例第25条第1項第3号の開発事業については、敷地内処理とする。

5 河川、その他の用に供している水路等に雨水の排水流末を放流する場合には、あらかじめ水路等の管理者、利水権者等と協議するものとする。

（公園、緑地及び広場の配置及び設置）

第17条 事業者は、宅地開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上のものについては、公園・緑地又は広場を配置するものとする。また、宅地開発事業以外の開発事業については、市長と協議し緑地を配置するものとする。

2 公園は、その機能を十分に發揮するため、周囲が道路に囲まれていることが好ましい。やむを得ず宅地に接する場合は、防球フェンス、防備植樹設置等の措置を講ずること。

3 公園、緑地及び広場は、災害防止又は避難活動に有効利用できる位置及び形状となるよう配置するものとする。

4 高圧線下は、原則として公園にしないこと。やむを得ず、線下を利用する場合には、公園の2分の1以上を線下としてはならない。

5 緑地に供する土地は、原則としてがけ面を含まないものとする。

（公園、緑地又は広場の面積）

第18条 公園、緑地又は広場の必要面積は、次の各号によるものとする。

(1) 0.3ヘクタール以上5ヘクタール未満の宅地開発事業については、宅地開発事業区域の面積の3パーセント以上の公園、緑地又は広場を確保すること。この場合において、事業区域の面積が3,000平方メートル以上の住宅を目的とする開発事業の場合、事業区域の面積の3パーセント以上の公園を整備すること。

(2) 5ヘクタール以上の宅地開発事業については、宅地開発事業区域の面積の3パーセント以上（1箇所の面積300平方メートル以上）の公園、緑地又は広場を確保すること。

(3) 高圧線下の土地を公園とする場合の公園面積の算定に当たっては、線下の土地の2分の1を公園とみなし、必要面積を確保すること。

（公園整備基準）

第19条 公園は、次の各号の基準により整備するものとする。

(1) 面積が1,000平方メートル以上の公園には、2箇所以上の出入り口を配置する

こと。また、2箇所の出入り口は1辺に2箇所ではなく、最低2辺に出入り口を設けること。

- (2) 面積が1,000平方メートル未満の小規模な公園で1辺しか道路に接しない場合であっても、2箇所以上の出入り口を設置するよう努めること。
- (3) 出入り口には、むやみに車両が進入しないよう可動式の車止め（鍵付き）を設置すること。
- (4) 公園が幹線道路、鉄道、水路等に接する場合は、柵、フェンス、植樹帯の設置その他利用者の安全を確保するための措置を講ずること。
- (5) その利用に伴い危害を及ぼすおそれがあると認められる公園施設については、さくその他危害を防止するために必要な施設を設けなければならない。
- (6) 公園は、広場、遊戯施設等の施設が有効に配置できる形状及び勾配であること。
- (7) 公園には、雨水等を有効に排出するための適当な施設を設けること。また、運動に供する広場等は表面水が部分的に溜まることがないよう施工精度等について特に留意すること。
- (8) 公園には、その公園の機能に適した公園施設が設けられるよう計画すること。街区公園には原則として 広場、植栽、遊具、ベンチ、柵、掲示板、照明施設を設けること。

（消防施設の設置等）

第20条 事業者は、消防法（昭和23年法律第186号）その他の法令等に基づき消防水利施設を設置するものとする。

- 2 事業者は、防火対象物から120メートルの範囲内に防火貯水槽が設置されていない場合は、市と協議するものとする。
- 3 防火貯水槽は、開発事業区域内の防火対象物から120メートルの範囲内になるよう、別表に定める基準により設置するものとする。
- 4 防火貯水槽の規模は、40立方メートル以上で有蓋とし、市の指導に基づく工事検査を受け、消防水利の標識を設置し、水張りするものとする。
- 5 消防水利施設の構造及び設置場所等については、市と協議するものとする。

第4章 公益施設整備基準

（集会所）

第21条 事業者は、住宅を目的とする事業で、計画戸数が100戸以上のものについては、集会所又は集会室（以下「集会施設」という。）の設置について、市長と協議して設置するものとする。

- (1) 集会施設の敷地面積は、150m²以上とし、延床面積は、70m²以上確保すること。
- (2) 共同住宅については、建築物内に集会施設を設けることができる。なお、集会施設の延床面積は、40m²以上確保すること。
- (3) 計画戸数が100戸未満の事業であっても、市長が必要と認めた場合は集会施設を設置すること。
- (4) 集会施設の備品及び掲示板については、市長と協議して設置すること。

(ごみ集積所)

第22条 宅地開発事業に伴い設置する一般廃棄物集積所（以下「集積所」という。）の規模及び箇所数については、市長と協議して設置することとし、その基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 集積所は、原則として計画戸数20戸当たり1箇所設置することとし、戸数1戸当たり0.3平方メートルとする。
 - (2) 共同住宅については、計画戸数20戸以下は、6平方メートルのものを1箇所設置することとし、20戸を超える場合は、超えた戸数1戸当たり0.15平方メートルを加算すること。
 - (3) 集積所は、原則として公道（道路）に面し、収集車が容易に横付けできる場所に設置するものとする。
 - (4) 集積所の構造については、廃棄物が散乱しないような構造とし、床はコンクリート造り、壁（コンクリートブロック等）、排水、フック等を設置するものとする。
- 2 条例第25条第1項第2号ウに規定する開発事業の集積所は、廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができ、搬入、搬出等の作業の安全衛生に十分配慮した集積所を設置すること。また、廃棄物の処理等に当たっては事業者自らの責任において行うこと。
 - 3 宅地開発事業により設置された集積所（前項の集積所を除く。）の使用に当たっては、事前に市長と協議し必要な手続きを行うこと。また、維持管理等については、宅地開発事業者等が責任をもって行うこと。

(交通安全施設等)

第23条 事業者は、市民等又は通行車両の安全確保上必要となる信号機、道路照明、カーブミラー、センターライン、停止ライン、ガードレール等の交通安全施設を設置するものとする。又設置等に当たっては、道路管理者及び公安委員会等と協議しなければならない。

(防犯施設等)

第24条 事業者は、開発事業区域内及びその周辺の安全を図るため、防犯灯を設置するものとし、設置箇所、維持管理等については、市と協議するものとする。

(給水)

第25条 上水道は、市営水道及び県営水道の給水区域が区別されているため、給水についての協議は、開発事業地の該当する各水道事業者に協議するものとする。

- また、上水道給水区域以外は自己井戸等により地下水利用となる。
- 2 事業者が市の給水区域において、開発事業に係る上水道施設（配水施設・給水装置）を整備する場合には、水道法、白井市水道事業給水条例及び同施行規則に適合するよう行うものとする。
 - 3 市営水道の給水区域において、事業者が配水施設を整備する場合には、あらか

じめ市長へ「給水に係る事前協議書」を提出し、回答書受領後「水道施設施工承認申請書」を提出するものとする。

- 4 市営水道の給水区域において給水装置工事を行う場合には、「給水装置工事承認申請書」によりあらかじめ承認を受け、白井市指定給水装置工事事業者が行うものとする。なお、給水を受ける場合（メーター器以降の給水装置工事を行う場合も同様。）は「白井市水道事業給水条例」に規定する給水申し込み納付金を納めなければ工事を行ってはならない。また、申請 1 箇所 1 案件に対し、「白井市水道事業給水条例」に規定する工事検査手数料を納めなければならない。
- 5 事業者は配水施設については市に帰属するものとし、事業者が管理する敷地内に配水施設がある場合は占用料を無償とし施設の存続期間中は配水施設に障害を及ぼす建物又は工作物を設置してはならない。また、配水施設の維持管理、分岐等による工事について異議の申し立てを行わない。
- 6 事業者は給水を行わない給水装置について、給水を開始するまでの期間「給水装置の一部先行工事取扱い要綱」に基づき管理しなければならない。また、その土地を売買した場合は、買受人にこの事を引き継ぐこと。
- 7 地下水を採取し利用する場合には、千葉県環境保全条例等を遵守しなければならない。

第5章 その他

(公共公益施設の維持管理、帰属等の手続)

第26条 この基準に従い事業者が整備した公共公益施設は、原則として市に帰属させるものとし、市に帰属した公共公益施設は、市が自らの責任において維持管理するものとする。

- 2 前項の規定により公共公益施設を市に帰属させる時期は、条例第 35 条の事前協議により定めるものとし、市に帰属するまでの間は、事業者自らの責任において維持管理するものとする。
- 3 事業者は、事業者が整備した公共公益施設のうち自ら維持管理することとなるものについて、事前に管理体制を明確にしておくものとする。
- 4 事業者は、開発事業により、公共公益施設を設置し、市に帰属させ、又は寄附しようとするときは、都市計画法第 29 条に基づく許可を受けて行われた開発行為については、都市計画法第 36 条第 3 項の工事完了公告後又は開発行為以外の開発事業については、工事完了届出後、速やかに帰属登記申出書（別記第 2 号様式）により、その手続を行わなければならない。なお、公園については、帰属申出書と併せて台帳も作成し引き渡すものとする。
- 5 事業者は、開発事業により公共公益施設を市に帰属し又は寄付したときは、帰属をした日から 2 年以内に生じた当該施設の瑕疵について修補又は、修補とともに損害の賠償をしなければならない。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、その瑕疵責任の期間は 10 年とする。
- 6 帰属を行う土地に所有権以外の権利が設定されているときは、その権利をすべて抹消した後、手続を行うものとする。

(その他)

第27条 この指導基準によりがたいもの、又は定めのないものについては、その都度市長が別に定める。

附　　則

(施行期日)

- 1　この基準は、平成19年10月　1日から施行する。
(白井市開発事業指導基準)
- 2　白井市開発事業指導基準は、廃止する。
(経過措置)
- 3　この基準の施行の際、改正前の基準の規定により既に協議済又は協議中の事項については、なお、従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

開 発 事 業 公 開 板

開 発 事 業	名 称	
	目的	
	場 所	白井市
工 事 期 間	平 成 年 月 日 から 平 成 年 月 日 まで	
事 業 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	電話
設 計 者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	電話
工事施工者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	電話
現場責任者	住 所	
	氏 名	
	連絡先	電話

備考 縦60センチメートル以上、横80センチメートル以上とする。

第2号様式（第26条第1項関係）

帰属登記申出書

年　月　日

（あて先）白井市長

事業者 住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名）

年　月　日付けを持って協議書を締結した開発事業については、工事が完了したので、白井市開発事業指導基準第26条第1項の規定により公共公益施設の帰属登記手続きについて申し出ます。

記

1、帰属施設の内容

2、帰属する土地の内容

（添付書類）

- ① 帰属する公共・公益施設一覧表
- ② 設計説明書
- ③ 協議書の写し
- ④ 開発事業区域図
- ⑤ 公図の写し
- ⑥ 公共・公益施設用地の求積図
- ⑦ 土地登記簿謄本
- ⑧ 承諾書（資格証明書及び印鑑証明書各1通添付）
- ⑨ 施設構造図
- ⑩ その他（道路管理台帳・公園台帳等）

※提出部数は、1部とする。

※求積図が筆毎の求積となっていない場合は、地積測量図（写）を添付すること。

別表（第20条関係）

開発内容	設置要請の区分内容
住宅、共同住宅、寄宿舎等	<ul style="list-style-type: none"> ① 30戸以上の場合は、開発区域内に1基以上設置すること ② 10戸以上30戸未満の場合、各住宅から120メートル以内に既設消防水利がないときは、1基設置すること ③ 10戸未満の場合、各住宅から120メートル以内に既設消防水利がないときは、防火貯水槽用地の確保に努めること
大学、高専、各種学校等	<ul style="list-style-type: none"> ① 開発区域が3,000平方メートル以上の場合又は建築物の延べ床面積が2,000平方メートル以上の場合は、区域内に1基以上設置すること ② 開発区域が2,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合、又は建築物の延べ床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合で、防火対象物から120メートル以内に既設消防水利がないときは、1基設置すること ③ 開発区域が2,000平方メートル未満の場合又は建築物の延べ床面積が1,000平方メートル未満の場合、防火対象物から120メートル以内に既設消防水利がないときは、防火貯水槽用地の確保に努めること
診療所、病院等	<ul style="list-style-type: none"> ① 収容ベッド数が50床以上の場合は、区域内に1基以上設置すること ② 収容ベッド数が20床以上50床未満の場合、防火対象物から120メートル以内に既設消防水利がないときは、1基設置すること ③ 収容ベッド数が20床未満の場合、防火対象物から120メートル以内に既設消防水利がないときは、防火貯水槽用地の確保に努めること
神社、寺院、教会	<ul style="list-style-type: none"> ① 開発区域が3,000平方メートル以上の場合又は建築物の延べ床面積が1,000平方メートル以上の場合は、区域内に1基以上設置すること ② 開発区域が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合、又は建築物の延べ床面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合で、防火対象物から120メートル以内に既設消防水利がないときは、1基設

	<p>置すること</p> <p>③ 開発区域が 1, 000 平方メートル未満の場合 又は建築物の延べ床面積が 500 平方メートル未 満の場合、防火対象物から 120 メートル以内に 既設消防水利がないときは、防火貯水槽用地の確 保に努めること</p>
ホテル、旅館等	<p>① 宿泊収容人数が 50 人以上の場合は、区域内に 1 基以上設置すること</p> <p>② 宿泊収容人数が 20 人以上 50 人未満の場合、 防火対象物から 120 メートル以内に既設消防水 利がないときは、1 基設置すること</p> <p>③ 宿泊収容人数が 20 人未満の場合、防火対象物 から 120 メートル以内に既設消防水利がないと きは、防火貯水槽用地の確保に努めること</p>
物品販売業店舗	<p>① 延べ売場面積が 3, 000 平方メートル以上の 場合、区域内に 2 基以上設置すること</p> <p>② 延べ売場面積が 1, 000 平方メートル以上 3, 000 平方メートル未満の場合、区域内に 1 基以上設置すること</p> <p>③ 延べ売場面積が 500 平方メートル以上 1, 0 00 平方メートル未満の場合、防火対象物から 1 20 メートル以内に既設消防水利がないときは、 1 基設置すること</p> <p>④ 延べ売場面積が 500 平方メートル未満の場合、 防火対象物から 120 メートル以内に既設消防水 利がないときは、防火貯水槽用地の確保に努め ること</p>
飲食店、 ドライブイン等	<p>① 開発区域が 3, 000 平方メートル以上の場合 又は建築物の延べ床面積が 300 平方メートル以 上の場合、区域内に 1 基以上設置すること</p> <p>② 開発区域が 1, 500 平方メートル以上 3, 0 00 平方メートル未満の場合、又は建築物の延べ 床面積が 200 平方メートル以上 300 平方メー トル未満の場合、防火対象物から 120 メートル 以内に既設消防水利がないときは、1 基設置する こと</p> <p>③ 開発区域が 1, 500 平方メートル未満の場合 又は建築物の延べ床面積が 200 平方メートル未 満の場合、防火対象物から 120 m 以内に既設消</p>

	消防水利がないときは、貯水槽用地の確保に努めること
一般事務所	<p>① 開発区域が 3,000 平方メートル以上の場合 又は建築物の延べ床面積が 500 平方メートル以上の場合、区域内に 1 基以上設置すること</p> <p>② 開発区域が 1,000 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の場合、又は建築物の延べ床面積が 200 平方メートル以上 500 平方メートル未満の場合、防火対象物から 120 メートル以内に既設消防水利がないときは、1 基設置すること</p> <p>③ 開発区域が 1,000 平方メートル未満の場合 又は建築物の延べ床面積が 200 平方メートル未満の場合、防火対象物から 120 メートル以内に既設消防水利がないときは、防火貯水槽用地の確保に努めること</p>
工場 倉庫業、卸業等 自動車車庫 (危険物の製造、保管、販売を行う場合は、各基準要件を消防水利などの距離を除き 1/2 とする)	<p>① 開発区域が 3,000 平方メートル以上の場合 又は建築物の延べ床面積が 1,000 平方メートル以上の場合、区域内に 1 基以上設置すること</p> <p>② 開発区域が 1,500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の場合、又は建築物の延べ床面積が 600 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満の場合、防火対象物から 120 メートル以内に既設消防水利がないときは、1 基設置すること</p> <p>③ 開発区域が 1,500 平方メートル未満の場合 又は建築物の延べ床面積が 600 平方メートル未満の場合、防火対象物から 120 メートル以内に既設消防水利がないときは、防火貯水槽用地の確保に努めること</p>

注 消防水利とは、消火栓、私設消火栓、河川、防火水槽、プール、溝等、濠、池等、海・湖及び井戸を言う。

第13号様式（第12条関係）

環 境 配 慮 書

年 月 日

(宛先) 白井市長

事業者 住 所
 氏 名
 電話番号 ()
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
 及び代表者の氏名)

白井市まちづくり条例第31条の規定により、環境配慮書を提出します。

◎記載上の注意：以下の事項について、行う場合は「○」を、行わない場合は「×」を、該当しない場合は「-」をチェック欄に記入し、記述欄に内容（「○」の場合は具体的に実施内容、「×」の場合は実施しない理由、「-」の場合は該当しない理由）を記入してください。

1 開発事業関係

基本目標	豊かな自然と人が共生するまち		
環境配慮項目	公園・緑地 「まちのみどりの保全・創出」		
配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
① 緑化及び防災を考慮した生垣整備及び緩衝緑地機能に配慮します。			都市計画課 □
② 緑化重点地区（富士・白井地区）におけるオープンスペースや緑の確保（公園、緑地、広場、ポケットパーク）に努めます。			都市計画課 □
③ 緑化の際にはみどりの多面的機能の発揮に配慮します。			都市計画課 □ 環境課 □

基本目標	豊かな自然と人が共生するまち		
環境配慮項目	森林・水辺・動植物 「里山環境の保全」「生物多様性の保全」		
配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
① 薬品の使用に際しては、使用量の適正化・減量化等により、生態系への影響防止や環境汚染の防止に努めます。			環境課 □
② 連続した水辺や樹林地などの自然環境の分断を避けるように努めます。			環境課 □
③ 野生動植物の生息・生育場所の保全に配慮します。			環境課 □
④ 居住者等に対して、農作業の一環として害虫予防のため薬剤を散布することや施肥管理のため施肥をすることを説明し、理解を得るよう努めます。			産業振興課 □

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち		
環境配慮項目	大気汚染 「健康・快適な環境の保全」		
配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
① 大気汚染物質の排出量が少ない設備の導入について検討します。			環境課 □
② 事業活動に伴う粉じんが周囲に飛散しないよう適正に管理します。			環境課 □
③ 有機溶剤を取り扱う工場・事業場、建築工事等における塗装作業などにおいては、揮発性有機化合物（VOC）の放出抑制のため、保管容器の蓋閉めの徹底や、低VOC製品の採用に努めます。			環境課 □
④ ごみの野焼きはしません。			環境課 □
⑤ 担当者を選任するなどし、日常の監視、定期的な測定等、適正な維持管理を行います。			環境課 □

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち		
環境配慮項目	騒音 「健康・快適な環境の保全」		
配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
① 騒音発生源の設備や機器を導入する際は、低騒音型機器の設備や機器の導入に努めます。			環境課 □
② 騒音発生源の設備や機器を導入する際は、近隣の住宅街、学校、病院等に接している場所に設置しないよう十分配慮します。			環境課 □
③ 駐車場の設置に当たっては、周辺に及ぼす騒音の影響が最小限となるよう位置や構造等に配慮します。			環境課 □
④ 駐車場内等において、車両の不必要なクラクションや空ぶかしを禁止します。			環境課 □
⑤ 運送車両への過積載をしません。			環境課 □
⑥ 担当者を選任するなどし、日常の監視、定期的な測定等、適正な維持管理を行います。			環境課 □

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち		
環境配慮項目	振動 「健康・快適な環境の保全」		
配 慮 事 項	チェック欄	記 述 欄	担当課
① 振動発生源の設備や機器を導入する際は、低振動型機器の設備や機器の導入に努めます。			環境課 □
② 振動発生源の設備や機器を導入する際は、近隣の住宅街、学校、病院等に接している場所に設置しないよう十分配慮します。			環境課 □
③ 担当者を選任するなどし、日常の監視、定期的な測定等、適正な維持管理を行います。			環境課 □

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち			
環境配慮項目	悪臭 「健康・快適な環境の保全」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課	
① 設備の適正な運転や使用による周辺地域への悪臭の防止に努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち			
環境配慮項目	有害化学物質 「健康・快適な環境の保全」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課	
① 特定有害化学物質は、土壤汚染、地下水汚染のないよう適正使用・適正管理・適正処理を徹底します。			環境課	<input type="checkbox"/>

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち			
環境配慮項目	水質 「健康・快適な環境の保全」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課	
① 事業排水、生活排水から河川や水路の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備区域では公共下水道に接続します。			上下水道課	<input type="checkbox"/>
② 事業活動に伴って水質汚濁物質が発生しないよう、排水処理施設の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>
③ 排水処理施設は、適正に維持管理します。			環境課	<input type="checkbox"/>
④ 雨水浸透樹の設置や透水性舗装などにより雨水の地下浸透に努めます。			環境課 道路課	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤ 担当者を選任するなどし、日常の監視、定期的な測定等、適正な維持管理を行います。			環境課	<input type="checkbox"/>

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち			
環境配慮項目	光害 「健康・快適な環境の保全」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課	
① 屋外照明や広告塔照明の設置に当たっては、住宅街、学校、病院などに影響しないよう十分配慮します。			環境課	<input type="checkbox"/>

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち			
環境配慮項目	交通対策 「健康・快適な環境の保全」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課	
① 駐車場等の出入り口は、原則として生活道路に面する場所には設置しないよう努めます。			市民活動支援課	<input type="checkbox"/>
② 駐車場等の出入り口は、交差点から5m以上の距離を確保するように努めます。			道路課	<input type="checkbox"/>
③ 駐車場等の出入り口は安全を確保するため見通しを良くするとともに停止線、カーブミラー、照明等の交通安全施設を設置するよう努めます。			市民活動支援課 道路課	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
④ 駐車場等の出入り口には、歩行者と車両の事故を防止するため誘導員を配置するよう努めます。			市民活動支援課 学校政策課	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤ 必要に応じて、敷地内に駐車待ちスペース等を確保します。			都市計画課	<input type="checkbox"/>
⑥ 来客の車両が迂回のため、生活道路を通過することがないよう必要な箇所に案内標示を設置するなど、適切な誘導をするための対策を実施します。			道路課	<input type="checkbox"/>
⑦ 施設の利用等に見合った適正規模の駐車場を確保することにより、周辺地域や沿道での交通渋滞の軽減に努めます。			都市計画課	<input type="checkbox"/>

基本目標	ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち			
環境配慮項目	廃棄物・リサイクル 「ごみ減量の推進」「ごみの資源化の推進」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課	
① 再生資源を利用した製品、原材料などの使用に努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>
② 廃棄物の再生利用を行うことによる廃棄物の減量化に努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>
③ 事業活動から発生する生ごみの堆肥化等に努め、ごみの減量化を推進します。			環境課	<input type="checkbox"/>
④ 事業活動等に伴って生じた廃棄物の分別を徹底し、再資源化に努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>
⑤ トレイやペットボトル等の資源回収ボックスの設置に努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>
⑥ 自動販売機を設置する際は、空き缶などの回収ボックスの設置に努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>
⑦ 商業施設等における廃棄物の保管施設の設置については、種類別に分別し飛散又は流出しないよう適切な保管に努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>
⑧ 共同住宅又は宅地開発等における集積所の設置については、開発事業指導基準第21条の規定による基準を遵守します。			環境課	<input type="checkbox"/>

基本目標	地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち			
環境配慮項目	エネルギー 「省エネルギーの促進」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課	
① 節水型機器を導入するなど節水に努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>
② 雨水を貯留し、庭木や鉢花に散水するなど雨水を有効に活用に努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>
③ 雨水排水をトイレ洗浄水などの雑用水として利用できるよう努めます。			環境課	<input type="checkbox"/>

基本目標	地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち			
環境配慮項目	エネルギー 「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課	
① 省エネ法や温暖化対策法を順守します。			環境課	<input type="checkbox"/>
② 空調の温度管理を行うなど省エネルギーを推進します。			環境課	<input type="checkbox"/>

③ 省エネルギー型機器の導入に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
④ 建物の断熱構造化等による省エネルギー化に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
⑤ 太陽熱温水器などのクリーンエネルギーの導入に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
⑥ E S C O事業の活用やコーチェネレーションシステム（エネルギー効率の優れた発電と同時に発生した排熱を利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム）等省エネルギー設備・機器の導入に努めます。 ※E S C O事業：省エネ改修等により顧客の光热水費等の経費を削減し、削減実績の一部を報酬として受け取る事業。			環境課 <input type="checkbox"/>
⑦ 太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入を検討します。			環境課 <input type="checkbox"/>

基本目標	地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち		
環境配慮項目	脱炭素 「交通対策による脱炭素化」「脱炭素型まちづくりの推進」		
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
① 自動車の使用に際しては、次世代自動車の使用に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
② アイドリングストップや緩やかな進路など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
③ 建築物の新築・改修時は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を遵守し、環境認証制度の取得に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
④ 建築物の新築・改修時は、ZEB化の導入を検討します。			環境課 <input type="checkbox"/>

2 工事期間関係

共通事項

配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
工事に際し、近隣住民等から苦情等があった場合は、市と協議のうえ、原因を究明し、対策を講じます。また、当該近隣住民等に対策等を説明し、理解を得るよう努めます。			関係各課 <input type="checkbox"/>

配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
① 工事用車両による周辺への大気汚染の影響を低減するため、運行経路、運行時間などを配慮します。			環境課 <input type="checkbox"/>
② 工事用車両による土砂運搬等からの粉じん発生の防止に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
③ 工事中の粉じんの発生を防止するため、工事現場内及び工事用道路には必要に応じ、散水や粉じん防止用のシートを設置するなど、適切な措置を講じます。			環境課 <input type="checkbox"/>
④ 解体については、使用建材（アスベスト等）に留意し、適切な措置を講じます。			環境課 <input type="checkbox"/>
⑤ 工事で使用する車両等は次世代自動車の使用に努めるとともに、搬送車両の適切な使用に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
⑥ 工事で使用する重機については、低燃費化、低公害化に努めるとともに、重機使用の適正化や効率化に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>

配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
① 工事用車両による周辺への騒音・振動の影響を軽減するため、運行経路、運行時間などを配慮します。			環境課 <input type="checkbox"/>
② 工事の際、低騒音、低振動型の建設機材及び工法を採用するなど、騒音や振動の低減に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
③ 必要な場合は、工事区域に鋼板製の仮囲いを設置するなどの騒音対策を講じます。			環境課 <input type="checkbox"/>

配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
① 防水工事や塗料噴き付け工事など、悪臭の発生が予想される場合は、適切な工事手法を採用するなど、その低減に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>

配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
① 工事中は、工事に伴う土壤汚染を発生させないよう、適切な工法で行います。			環境課 <input type="checkbox"/>
② 工事現場において、土質ボーリング調査を行うなど、地盤沈下を生じないよう適切な工法により行います。			環境課 <input type="checkbox"/>
③ 掘削工事の施工に当たっては、地下水位を低下させないよう努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
④ 地下水を工事に使用する際は、節水に努めるとともに、節水型工法の採用に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
⑤ 工事区域内からの排水は、道路の側溝等に流出しないよう水槽等を設け、バキュームで汲み取り、適正に処理します。			環境課 <input type="checkbox"/>

配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
① 工事の着工に先立ち、交通管理者の所轄警察署と十分な協議を行い、その指導に従います。			市民活動支援課 <input type="checkbox"/>
② 工事車両の搬出搬入口及び誘導路付近における安全確保のため、交通整理員を配置して、歩行者等の安全を確保するとともに周辺において交通渋滞等を起こさないよう適切な誘導を行います。			市民活動支援課 <input type="checkbox"/>
③ 通学時間帯の車両運行には十分気をつけます。 登校時間：～： 下校時間：～：			学校政策課 <input type="checkbox"/>

④ 工事関係車両は、周辺道路への迷惑駐車・違法駐車を行いません。			市民活動支援課□
----------------------------------	--	--	----------

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち	チェック欄	記述欄	担当課
環境配慮項目	作業日時 「健康・快適な環境の保全」			
配慮事項				
① 作業時間を決定する際は、当該工事が周辺環境（住宅街、学校、病院等）に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、近隣住民等の理解を得て作業を行うよう努めます。				環境課 □
② 曜日・祝日は作業を行わないよう努めます。なお、止むを得ず作業を実施する場合は近隣住民等の理解を得るよう努めます。				環境課 □

基本目標	ごみを減らし、資源の循環に取り組むまち	チェック欄	記述欄	担当課
環境配慮項目	廃棄物・リサイクル 「ごみ減量の推進」「ごみの資源化の推進」			
配慮事項				
① 建築物等の解体に際しては、解体材の資源化と有効利用に努め、建築廃材の減量化に努めます。				環境課 □
② 工事に伴う造成残土の処分を適正に行います。				環境課 □
③ 工事に伴うコンクリートやアスファルトの処分に際しては、舗装路材や建築資材等として再資源化に努めるなど、建築資材等の有効利用を図ります。				環境課 □

3 太陽光発電施設設置事業関係

共通事項

配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、適正に事業を行なうようにします。			関係各課 □

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち	チェック欄	記述欄	担当課
環境配慮項目	適正な土地の選定 「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」			
配慮事項				
① 関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、土地及び周辺環境の調査を行なうように努めます。				環境課 □
② 土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めます。				環境課 □
③ 土地の選定に当たっては、土砂災害の防止、土砂流出の防止、水害の防止、水資源の保護、植生の保護、希少野生動植物の個体及び生息・生育環境の保全、周辺環境との調和などに配慮します。				環境課 □
④ 土地の選定に当たっては、反射光等による近隣住民の住環境への影響がないように考慮します。				環境課 □

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち	チェック欄	記述欄	担当課
環境配慮項目	地域との関係構築 「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」			
配慮事項				
① 事業計画作成の初期段階から市や近隣住民の意見を聴き適正なコミュニケーションを図ります。				環境課 □
② 近隣住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応をとるように努めます。				環境課 □
③ 事業の概要や環境への影響等について、近隣住民へ事業について理解を得られるように努めます。				環境課 □
④ 近隣住民への説明に当たっては、説明及び周知の範囲並びに説明方法について市と調整を行なうように努めます。				環境課 □
⑤ 近隣住民から要望があった場合は、説明会を開催するように努めます。				環境課 □
⑥ 近隣住民から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応するようにします。				環境課 □
⑦ 近隣住民との間で、対象設備の設置・維持管理及び事業終了後の撤去について約束した内容について明確にするため、文書の作成を求められた場合は、社会通念上相当な範囲において明文化し必要に応じて合意書、協定書等の締結等をするように努めます。				環境課 □

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち	チェック欄	記述欄	担当課
環境配慮項目	適正な土地開発及び発電設備の設計・施工 「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」			
配慮事項				
① 関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、土地開発及び発電設備の設計・施工を行なうように努めます。				環境課 □
② 土地や地域の状況に応じた防災、環境保全のための適正な土地開発及び発電設備の設計・施工を行なうように努めます。				環境課 □
③ 関係法令、条例、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）」及び「白井市太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に従い、周辺に影響がないよう設置工事に伴う資材や廃棄物等を適正に処理するように努めます。				環境課 □

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち	チェック欄	記述欄	担当課
環境配慮項目	周辺環境への配慮 「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」			
配慮事項				
① 設計・施工に当たり、発電設備の稼働音等が近隣住民や周辺環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずるようになります。				環境課 □
② 太陽光パネルが防眩処理のされたものであるか確認し、季節や時間帯によって、反射光の影響が及ぶ範囲が変わることに留意します。				環境課 □
③ 太陽光パネルからの反射光が周辺環境を害することができないよう、太陽光パネルを周囲と調和したできる限り自立しない色彩とする等、適正な措置を講ずるようにします。				環境課 □
④ 発電設備の周囲に近隣住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めます。				環境課 □

⑥ 防災、環境保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合や近隣住民から要望、苦情、懸念があった場合、適正な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行いうように努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
⑥ 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤、その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮します。 発電施設の周間に近隣住民の生活の場がある場合、薬剤の使用について周知に努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち		
環境配慮項目 標識の掲示 「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
① 工事開始後速やかに、発電設備の外部から見えやすい場所に、設備名称、所在地、発電能力、発電事業者名、保守点検責任者名、連絡先などを記載した標識を掲示するようになります。			環境課 <input type="checkbox"/>
② 標識の設置に当たっては、風雨により劣化・風化し文字が消えることがないよう適正な材料を使用するよう努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
③ 標識の設置に当たっては、強風等で標識が外れないように設置するよう努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち		
環境配慮項目 構内への立入防止措置 「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
① 施設内に人が立ち入ることがないよう、施設の周囲への扉の設置等、適正な措置を講じるようになります。			環境課 <input type="checkbox"/>
② 扉の設置に当たり、極力目立たない色とするほか、緑化等により周囲の景観に溶け込むよう配慮します。			環境課 <input type="checkbox"/>

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち		
環境配慮項目 非常時の対応 「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
① 落雷や地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するよう努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
② 発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市や近隣住民へ速やかに連絡し、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>

基本目標	安全・安心を維持し、快適に住み続けられるまち 地球温暖化対策に取り組み、気候変動に備えるまち		
環境配慮項目 事業終了時の適正な撤去・廃棄 「健康・快適な環境の保全」「再生可能エネルギーの普及拡大」「省エネルギーの促進」			
配慮事項	チェック欄	記述欄	担当課
① 事業終了後は、そのまま放置せず、可能な限り速やかな撤去と適正な処理を行います。			環境課 <input type="checkbox"/>
② 事業終了後は、廃棄物処理法、建設リサイクル法及び「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(環境省)」に基づき、責任をもって適正に処理をするよう努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>
③ 事業終了後の設備の撤去等について、市や近隣住民と合意した事項がある場合は、当該事項に従い責任をもって対応するよう努めます。			環境課 <input type="checkbox"/>